

## 【新規メニュー】国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

### ■事業内容

国土強靱化対策（耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）と一体的に行う大規模修繕等を補助します。

対象施設	基準単価	補助率	補助内容
特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 軽費老人ホーム 養護老人ホーム ※開設日から10年以上経過した施設が対象。	31,600 千円 /施設	国 1/3 市 1/3 事業者 1/3	浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事、給排水設備、電気設備、ガス設備等の付帯設備の改造工事、冷暖房設備の新規設置工事または改造工事等が対象となります（その他詳細は（別紙2）実施要綱改正案を参照）。

### ■交付条件

本補助金において、一体的に実施する国土強靱化対策については次のとおりとします。

- ① 今回の協議において、国土強靱化対策分（ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）の協議を行い、採択されたもの（※1）
- ② 平成30年2月1日以降に実施された国土強靱化対策（耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）であって、本協議実施時点において、すでに整備が完了しているもの（※2）

※1 国土強靱化関連事業が不採択となった場合は、本補助金も不採択となります。

※2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を使用した施設以外にも、国土強靱化対策分（耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）に係る工事を、全額事業主負担により実施した施設も対象となります。

## ■よくある質問

<p>Q1. 過去に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用して「高齢者施設等の給水設備整備事業」を実施している場合、交付条件の対象として見なされるか。</p> <p>A1. 対象となりません。交付条件の対象となるのは耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備のみです。</p>
<p>Q2. 補助対象工事（大規模修繕）の着手（契約）期限は。</p> <p>A2. 着手期限はありませんが、事業完了期限は令和9年2月中旬頃となります。なお、国からの内示前に着手（契約）している場合は補助対象外となりますのでご注意ください。</p>
<p>Q3. 全額事業主負担による国土強靱化対策を交付条件の対象とする場合の要件は。</p> <p>A3. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における実施要綱の交付要件を満たしている場合に対象となります。</p>
<p>Q4. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金と関係なく、別の補助金を受けて国土強靱化対策の交付要件を満たす改修工事等を実施している場合も、交付条件の対象として見なされるか。</p> <p>A4. 対象となります。</p>
<p>Q5. 全額事業主負担分による水害対策事業について、「老朽化したエレベーターの改修工事」をH30.2.1以降に実施している場合、交付条件の対象として見なされるか。</p> <p>A5. 対象となります（現在の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における実施要綱の交付要件を満たしていれば対象となります）。</p>
<p>Q6. 老朽化した浴槽の改修について、補助対象となるか。</p> <p>A6. 対象経費は設備の改修工事と合わせて、一体的に整備されるものが対象となります。例えば、老朽化した浴槽の改修について、「リフト付きのシャワーチェア」や「移乗台」等の購入は、備品扱いとなりますので、原則認められません。設備と付帯する工事が発生するのか確認をお願いします。</p>
<p>Q7. 冷暖房設備の設置について、ルームエアコンは補助対象となるか。</p> <p>A7. 対象経費は「施設の整備と一体的に整備されるもの」としているため、業務用エアコン等の付帯設備を一体的に改修する冷暖房設備は対象となります。一方で、ルームエアコンは備品扱いとなりますので、補助対象外となります。</p>